


※法律名の記載がない条文は現行公益信託法の条文である。

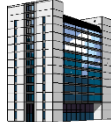
現在の公益信託の監督・ガバナンス

- ・公益信託の変更命令(5条)
- ・公益信託の変更・併合・分割の許可(6条)
- ・受託者の辞任の許可(7条)
- ・職権又は利害関係人の申立てによる受託者及び信託管理人の解任・新選任(8条)
- ・公益信託の終了事由がある場合における類似的目的の公益信託としての継続(9条)

主務官庁



裁判所



- ・特別の事情による信託の変更を命ずる裁判(信託法150条1項)
- ・公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判(信託法166条1項)等本来的に司法作用に属する権限

委託者



・参考資料21参照

公益信託契約等

受託者



給付

受給権者

権限を有しない

監督

監督

信託管理人



- ・公益信託の目的の達成のために一般の信託の受益者が有する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限(参考資料20参照)
- ※実務上は、信託行為の定めにより事業報告、収支決算等に対する報告受領、承認・同意権が付加されている例あり

助成先の推薦等

運営委員会



- 実務上の機関として、主に以下の権限を有している例あり
- ・助成先の推薦
- ・新信託管理人の選任に対する同意、信託管理人の解任勧告
- ・事業計画・収支予算の承認

新たな公益信託の監督・ガバナンス

※赤字の項目が
受託者・信託管
理人の解任・新
選任等に関する
要検討事項

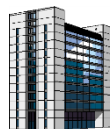
主務官庁→
新たな第三
者機関



- ・公益信託の変更・併合・分割の許可(認定基準適合性を確保するために必要な限度内)?
- ・受託者の辞任の許可?
- ・公益信託の終了事由がある場合における類似の目的の公益信託としての継続?
- ・委託者等の申立てに基づく受託者・信託管理人の解任権、新選任権?

主務官庁制廃止
の場合、どう権限
分配するか

裁判所



- ・特別の事情による信託の変更を命ずる裁判(信託法150条1項)
- ・公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判(信託法166条1項)等司法作用といえる権限
- ・委託者等の申立てに基づく、受託者・信託管理人の解任権・新選任権?

委託者



監督

公益信託契約等

受託者



給付

受給権者

権限を有しない

・参考資料21参照

- ・信託管理人との合意による受託者の解任権、新選任権?
- ・外部の第三者機関又は裁判所に対する受託者・信託管理人の解任・新選任の申立権?

監督

助成先の推薦等+監督?

必置?

運営委員会等



- ・公益信託の目的の達成のために一般の信託の受益者が有する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限(参考資料20参照)
- ・事業報告、収支決算等に対する報告受領、承認・同意権?
- ・受託者の解任・新選任権(単独又は委託者との合意)若しくは外部の第三者機関又は裁判所に対する受託者解任申立権?
- ・(複数選任を義務付けた上で)他の信託管理人の解任権・新選任権?

- ・助成先の推薦?
- ・事業計画・収支予算の承認?
- ・新信託管理人の選任に対する同意、信託管理人の解任勧告?
- ・受託者・信託管理人の解任権・新選任権(単独又は委託者との合意)若しくは外部の第三者機関又は裁判所に対する受託者・信託管理人の解任・新選任の申立権?

信託管理人

